

令和 2 年度

つくば産学連携強化プロジェクト募集要項
(農研機構 合わせ技ファンド)

令和 2 年 4 月

筑波大学

令和2年度 つくば産学連携強化プロジェクト

募集要項

1 つくば産学連携強化プロジェクトの目的

産学連携は、大学が社会からの多様な要請に応えて課題の解決に貢献していくための重要な手段の一つである。また、それは、大学にとって、研究及び教育活動の充実に役立ち、実社会のニーズを直接知るきっかけともなるものであり、今後益々その拡充を図っていくことが重要である。特に、筑波大学とつくば地域を拠点とする研究開発法人との連携によって産業界のニーズに応える取組みは、社会からの要請も高く重要な取組みである。

このような背景から、筑波大学は平成26年度より、「つくば産学連携強化事業」を開始し、今年度で7回目を迎える。この事業のもと、つくば産学連携強化プロジェクトは、筑波大学とつくば地域を拠点とする研究開発法人、および茨城大学の共同研究を支援することにより、本学を核として産業界への技術移転や新規起業を目指した研究活動を促進することを目的としている。

2 つくば産学連携強化プロジェクトの内容と実施方法

(1) つくば産学連携強化プロジェクトの内容

つくば産学連携強化プロジェクトは、上記の目的を達成するために、筑波大学とつくば地域を拠点とする研究開発法人、および茨城大学の共同研究に対する支援を行い、研究から生まれた成果の社会実装を目指す。

採択されたプロジェクトの代表者は、採択後速やかに国等の研究開発費の申請等を行うなど積極的に研究のための外部資金の確保に努めるものとする。

(2) つくば産学連携強化プロジェクトの実施方法

ア 本プロジェクトは、学内からの申請に基づいて、採択されたプロジェクト代表者に、研究経費等の支援、さらにソフト面での支援、例えば外部の研究開発費の獲得の支援や共同研究者の紹介、イベント等による研究の周知、研究成果の権利化や法的問題での支援などを組合せた「統合支援方式」をとる。

イ 本プロジェクトの選考のための審査等、プロジェクト遂行の支援及び事後評価等は、主として、国際産学連携本部に委嘱して行う。

3 募集するつくば産学連携強化プロジェクト

つくば産学連携強化プロジェクトは、つくば地域を拠点とする研究開発法人、および茨城大学との共同研究に対して支援するものである。今回の募集は農研機構との連携に特定し、一次募集同様に農研機構と筑波大学のマッチングファンド形式である。本プロジェクトでは、のちに企業との共同研究に結びつく可能性が高いものが優先される。

No.	内 容	研究期間	研究費の支援
1.	筑波大学・農研機構との連携による「食・健康をテーマとする研究」を募集する。	1年	100万円以下/年 程度

4 つくば産学連携強化プロジェクトの組織

プロジェクトの組織は、以下のとおりとする。

(1) プロジェクト代表者（プロジェクトリーダー）

プロジェクト代表者は、実質的にプロジェクトを中心となって遂行する本学の常勤の教員とする。

(2) つくば産学連携強化プロジェクト研究員

プロジェクト代表者に協力してつくば産学連携強化プロジェクトの研究を担当する本学教員等。

(3) つくば産学連携強化プロジェクト客員研究員

プロジェクト代表者に協力してつくば産学連携強化プロジェクトの研究を担当する学外の研究者であって、つくば地区研究開発法人の研究者あるいは技術者とする。なお、客員研究員については、旅費等の措置はない。

5 つくば産学連携強化プロジェクトの期間

つくば産学連携強化プロジェクトの遂行期間については、令和2年5月1日から令和3年4月30日までの1年間とする。但し、予算の執行に関しては、年度での決算が必要となるため令和2年度内とする。

6 研究関連経費

(1) つくば産学連携強化プロジェクトの研究経費^(注1)の支援を行う。

(2) 予算及び審査の状況によっては減額される可能性もある。

(3) 本プロジェクトで筑波大学から他の研究機関に研究経費が支払われることはない。

^(注1)本プロジェクトにおける経費は令和2年度予算から配分するものである。

7 採択プロジェクト数

数件程度のプロジェクトを採択する。

8 申請方法

申請に当たっては、別紙様式のつくば産学連携強化プロジェクト申請書を使用し、学長、及び理事長あて申請するものとする。（提出先は後述12参照）

9 審査等

- (1) 申請書の審査は、国際産学連携本部長の下に審査委員会を設置して行う。審査委員会は、学内の教員のほか、有識者等によって構成する。審査は、書類審査及び面談による二次審査を実施する。申請書類は審査委員会でのみ使用し、部外秘の取扱いとする。
- (2) 学長、および理事長は、審査委員会の審査の結果に基づき、当該申請の採否を決定す

る。

- (3) 採択されたプロジェクトは、研究成果等最終報告書等に基づき評価（審査委員会による書類審査）、及び成果発表会を行う。

10 成果の報告等

- (1) プロジェクトの代表者は、年度末に研究成果最終報告書を、国際産学連携本部（事務）を通じて学長、及び理事長あてに提出しなければならない。
- (2) 各プロジェクトの代表者は、特許等の知的財産の確保に努めるとともに、公開できる研究成果はできる限り速やかに公表するものとする。
- (3) 成果発表会（ピッチ会）で高く評価された研究は、JST 新技術説明会に推薦する。

11 申請に当たっての留意事項

- (1) 研究・設備

研究・設備は、各プロジェクトで用意するものとする。

- (2) 学生の知的財産権について

「学生が保有する知的財産権の本学への譲渡について」（平成 22 年 7 月 1 日付け筑大産知財第 10-84 号産学連携本部長 副学長（研究担当）通知）により取り扱うものとする。

12 申請締切日等

申請書提出期限： 令和 2 年 5 月 11 日（月） 17:00

提出先： 筑波大学の担当エリア支援室（研究支援）等を経由のうえ、国際産学連携本部（事務）あて

（renkei-honbu@ilc.tsukuba.ac.jp）に電子媒体で提出すること。

E-mail: renkei-honbu@ilc.tsukuba.ac.jp

問合先： 申請に関する問い合わせは、下記で受け付ける。

（筑波大学）

国際産学連携本部 永井

産学連携部産学連携企画課 成田

E-mail: renkei-honbu@ilc.tsukuba.ac.jp

Tel: 029-859-1498 Fax. 029-859-1693

なお、以下の国際産学連携本部ホームページから申請書様式をダウンロードすることができる。

国際産学連携本部 URL: <http://www.sanrenhonbu.tsukuba.ac.jp/>